

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年12月16日(火) 参・法務委

安達 悠司 議員 (参政)

1 問 国はどのような裁判官を求めているのか、  
国が考える裁判官の理想像について、法務大臣の所見を問う。

○ お尋ねの、国が考える裁判官の理想像については、司法権の独立の観点から、法務大臣として、具体的に答弁することは差し控えたい。

○ その上で、法務大臣としては、(大臣就任時の総理からの御指示もあるように、)国民に身近で頼りがいのある司法の実現に向けた取組を推進してまいる所存であり、その面においては、少なくとも裁判官は、法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験と人間性を備えていることが望ましいものと認識している。」

(参考1) 司法制度改革審議会中間報告(平成12年1月20日) 27頁

「イ 国民が求める裁判官像(その資質と能力)

このようにして当審議会は、まず、国民が求める裁判官像(その資質と能力)について、虚心に立ち返って議論を重ねた。その結果、「人間味あふれる、思いやりのある、心の温かい裁判官」、「法廷で上から人を見下ろすのではなく、訴訟の当事者の話に熱心に耳を傾け、その心情を一生懸命理解しようとするような裁判官」、「何が事案の真相であるかを見抜く洞察力や、事実を的確に認識し、把握し、分析する力を持った裁判官」、「人の意見をよく聴き、広い視野と人権感覚を持って当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断を持たずに公正な立場で間違いのない判断をしようとするような裁判官」など様々な意見が出された結果、少なくとも、裁判官は、その一人ひとりが、法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験と人間性を備えていることが望ましいとの共通認識を得るに至った。」

(参考2) 総理指示 (法務大臣)

「1 国民に身近で頼りがいのある司法の実現に向けた取組を推進する。」

【責任者：司法法制課 神渡課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】